（加盟者におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進）

第六条　定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者（次項及び第十条において「本部事業者」という。）は、当該事業に加盟する者（以下この条及び第十条において「加盟者」という。）の事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等について、当該加盟者に対し、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な指導を行い、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するよう努めるものとする。

２　加盟者は、前項の規定により本部事業者が実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための措置に協力するよう努めるものとする。

（教育訓練）

第七条　排出事業者は、その従業員に対して、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うよう努めるものとする。

（排出の抑制及び再資源化等の実施状況の把握及び管理体制の整備）

第八条　排出事業者は、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施量その他のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の状況を適切に把握し、その記録を行うものとする。

２　排出事業者は、前項に規定する記録の作成その他プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うものとする。

（関係者との連携）

第九条　排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等のための取組を効果的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮するものとする。その際、排出事業者は、必要に応じて取引先に対し協力を求めるものとする。

（約款の定め）

第十条　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（第五号及び附則において「法」という。）第四十六条第二項の主務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関し、本部事業者が加盟者に対し、指導又は助言をする旨の定め

二　プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関し、本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め

三　本部事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書に第一号又は前号の定めが記載され、当該契約書を加盟者が遵守するものとする定め

四　本部事業者が定めた環境方針又は行動規範に第一号又は第二号の定めが記載され、当該環境方針又は行動規範を加盟者が遵守するものとする定め

五　プラスチック使用製品産業廃棄物等の処理に関し、法に基づきプラスチックに係る資源循環の促進等のための措置を講ずる旨が記載された、本部事業者が定めたマニュアルを加盟者が遵守するものとする定め

附　則

この命令は、法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　令第一号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令を次のように定める。

令和四年一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令

（設計認定の申請）

第一条　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）第八条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

（設計認定の申請書に添付すべき書類）

第二条　法第八条第三項の主務省令で定める書類は、当該申請に係るプラスチック使用製品の設計がプラスチック使用製品設計指針に適合していることを説明した書類とする。

（設計調査の方法）

第三条　法第八条第五項の調査（法第九条第三項において準用する場合を含む。）は、職員二人以上によって行うものとする。

（設計認定の変更の認定等）

第四条　法第九条第二項の設計の変更の内容を記載した書類は、様式第二によるものとする。

２　法第九条第二項の主務省令で定める書類（法第八条第二項の申請書又は法第九条第二項の設計の変更の内容を記載した書類に添付して提出されたものにつきその内容に変更がある部分に限る。）とする。

（認定プラスチック使用製品を製造しなくなった場合の届出）

第五条　認定プラスチック使用製品製造事業者等は、認定プラスチック使用製品を製造しなくなったときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

（指定調査機関への設計調査の申請）

第六条　法第十一条第三項の申請をしようとする者は、様式第三の申請書に第二条に規定する書類を添付し、又は様式第四の申請書に第四条第二項に規定する書類を添付して、指定調査機関に提出するものとする。

（指定調査機関による設計調査の結果の通知）

第七条　法第十一条第四項の規定により主務大臣に対して行う通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　設計調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　設計調査の申請に係るプラスチック使用製品の設計

三　設計調査の概要及び結果